

総論

政府は、平成25年1月、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、全閣僚を構成員とする「行政改革推進本部」を設置しました。政府全体で各種の行政改革を進めている中で、文部科学省も業務・予算の一層の効率化や効果的な運用を進めています。

また、効果的かつ効率的な行政の推進に当たっては、既存の政策の効果やその後の社会経済情勢の変化に対応しながら、自らの政策を積極的に見直す姿勢が求められます。文部科学省は、政策評価制度と独立行政法人評価制度を通じて、個々の政策や独立行政法人の業務の必要性・有効性・効率性等を客観的かつ厳格に評価し、その結果を踏まえた見直しを行ってきました。この見直しを引き続き進めていくことによって、行政における企画・立案(Plan)、実施(Do)に加え、業績の測定・評価(Check)、その結果を踏まえた次の企画・立案への反映(Action)という循環型の行政管理(PDCAサイクル)の推進、活用を目指しています。政策評価と独立行政法人評価の結果については、随時ウェブサイト等で公表することによって国民への説明責任を果たすことに努めています*1。

なお、文部科学省が所管する教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術の各分野の政策は、財政状況に対応して伸縮し難い面を持つとともに、その成果の発現が中長期にわたることなどを踏まえて、評価を実施していく必要があります。

加えて、現在、文部科学省は、一連の不祥事*2を受けて、平成31年3月に策定した「文部科学省創生実行計画」に基づき、国民に信頼される新しい文部科学省の創生に向け、文部科学省改革を進めています。

第1節

新しい文部科学省の創生に向けた省改革の取組

文部科学省では、国民に信頼される新しい文部科学省の在り方とその実行方策を検討するため、職員の自発的意思による議論・報告を踏まえつつ、31年3月に「文部科学省創生実行計画」を取りまとめ、文部科学大臣を本部長とする「文部科学省改革実行本部」において進捗を確認しながら、コンプライアンスの強化や組織風土の改善、文部科学省を担う人材の強化、現場に根差した政策立案機能の強化、広報機能の強化、業務改善の徹底など全46項目の取組を着実に進めているところです。

コンプライアンスの強化においては、弁護士等の目を入れて不祥事を防止する内部統制環境を整備するとともに、職員を対象とした、再就職等規制や国家公務員倫理等を含めたコンプライアンス全般に関する研修を実施しています。

*1 政策評価・独立行政法人評価については参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/

*2 平成29年1月の再就職等規制違反事案及び平成30年7月の幹部職員逮捕事案

このほか、採用区分等にとらわれない、資質・能力・適性に応じた人事配置の徹底、政策立案機能の強化に向けた取組、「文部科学省業務改善計画」（令和2年1月14日決定）に基づく業務改善の推進など、組織風土の改善等に向けた取組を進めています（図表2-14-1）。

これらの取組により、令和2年7月に公表した職員への意識調査結果においては、改革への取組が進んでいると考える職員が3年前に比べて大幅に増加するなどの状況が見えてきています。今後ともたゆまぬ取組を進め、国民の信頼回復に努めつつ、我が国の将来を担う「人づくり」をはじめとした諸課題の解決・推進に取り組んでいきます。

図表2-14-1 文部科学省創生実行計画に関する取組状況及び今後の重点ポイント

文部科学省創生実行計画に関する取組状況及び今後の重点ポイント【概要】 ～「人と知の力を通じた豊かな未来の創出に貢献する」文部科学省の組織改革～ 令和3年6月	
<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省創生実行計画（平成31年3月29日 文部科学大臣決定）で掲げた5本の柱について具体的な取組を推進。 ● また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機とした新しい働き方に関する取組を推進。 ● 省改革に関する職員意識調査を実施するとともに、取組状況をフォローアップ。また、調査から見えてきた新たな課題への取組を推進。 ● 計画策定から約2年が経過し、風化や緩みも懸念されるところ、人材力の強化に注力しつつ、更なる取組の強化が必要。 	
文部科学省を担う人材の強化（人材育成・採用・配置等の改革） ・人事改革 ・国家公務員としての基礎能力、政策立案能力、マネジメント能力の向上を目指した研修充実 等	
取組状況 （前回の省改革実行本部（R2年7月）以降～）	今後の重点ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 若手職員を対象に新たに大臣秘書官研修を実施（実績 51名、R3.6.25現在） ➢ 管理職マネジメント研修の内容を充実するとともに、受講対象者を拡大（新たに課長補佐級職員を対象に追加） ➢ 採用区分や年次・年齢にとらわれず、能力・適正等に応じた人事配置を徹底 ・総合職以外の職員：次官級1名、部長・審議官級3名、課長級6名 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「人材育成の基本的な考え方（仮称）」の早期策定 ➢ 早期離職の現状分析と対応策の検討、中途採用等の活用、育休等からの復帰職員へのフォローの徹底 ➢ 柔軟な人事配置等、業務負担の平準化の検討
業務改善の徹底 ・業務改善の推進体制の整備と取組の徹底	
取組状況 （前回の省改革実行本部（R2年7月）以降～）	今後の重点ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「みんなでやる業務改善」として、職員参加型業務改善プロジェクトを新規に実施（知恵袋「めくちえ」設置、共有ドライブ活用ルール化、マニュアルリンク集作成 等） ➢ 業務の効率化を実践（例：会議運営のオンライン化、ペーパーレス化の推進・支援） ➢ コールセンターのオペレーターを増強し、迅速に問い合わせに対応。電話対応以外の業務へ注力化（オペレーター数：3人→5人、対応件数：月平均約1,600件） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務の効率化と負担軽減を目指し次期行政情報システム（R4.1～）導入とその効果的活用を促進（モデル課室で試行、職員参加型プロジェクト） ➢ 業務見直しの徹底（超勤管理の徹底、表彰制度創設） ➢ 成果につながる業務改善を加速化
【参考】関連データ ・オンライン会議の実施率（審議会等）（令和2年度）98.3% ・テレワーク等による出勤回避率（令和3年5月19日）63.6% ・コピー枚数実績（令和2年度）27.4%減（前年比） ・タクシー使用料金実績（令和2年度）19.9%減（前年比）	
組織風土改革及び組織体制・ガバナンスの強化 ・不祥事を防止する内部統制環境の整備 ・幹部のリーダーシップの確立 ・自由闊達な組織文化の確立 等	
取組状況 （前回の省改革実行本部（R2年7月）以降～）	今後の重点ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 管理職マネジメント研修の内容を充実するとともに、受講対象者を拡大（新たに課長補佐級職員を対象に追加） ➢ 政務三役と若手職員との意見交換を実施（R2年度 計10回、100名以上参加） ➢ 倫理、ハラスメント、再就職等規制、文書管理、情報セキュリティ等に係る研修を「コンプライアンス等研修」として統一的・計画的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 風化や緩みを招かないよう、全省的なコンプライアンス順守の機運醸成に粘り強く取り組む ➢ 「業務運営上の方針」の策定を徹底、方針の達成度について多面観察へ活用 ➢ 役職にとらわれずものに言いやすい環境の実現
現場に根差した政策立案機能の強化 ・若手のうちからの多様な業務の経験 ・政策立案／実行の機能強化のための環境整備等	
取組状況 （前回の省改革実行本部（R2年7月）以降～）	今後の重点ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 予算担当と企画担当の連携を促進、地方財政に関する職員向け研修を実施 ➢ 「提案型政策形成」を改善。「局横断的・萌芽的政策検討チーム（“ゼロ局”）」を設置（R2.11）。政策立案教養研修「ドラメク」（Driving MEXT Project）を開催（R2年度8回）。官民交流ワークショップを実施（新規） ➢ 知の共有化に向け、研修等の経験知を内部ポータルに掲載する取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 予算や法令等に関する研修の充実、多様な業務経験機会の拡大促進（それによる経験値の向上） ➢ 提案型政策形成における担当局課との協働の深化、各種の政策立案においてEBPMを根付かせる ➢ より一層の共有化が進むよう取組を推進
広報機能の強化 ・組織的な広報活動に向けた省内体制の整備 ・理解につながる広報の拡充 ・職員の広報意識とスキルの向上等	
取組状況 （前回の省改革実行本部（R2年7月）以降～）	今後の重点ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 文部科学省の公式HPのトップページをリニューアルし情報発信を強化 ➢ 各局の戦略的な広報活動につなげるためのデータ分析手法のマニュアル化 ➢ メルマガの発行（新規）、広報顕彰の実施、広報戦略アドバイザー等に相談 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ タイムリーな情報発信や報道対応の危機管理について官房と各局課の連携強化 ➢ 各職員への広報の重要性への意識付け
新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機とした新しい働き方に関する取組の推進	
取組状況	今後の重点ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ➢ Wi-Fiフィルター拡充などオンライン環境の強化、テレワークの実施手続の簡略化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ テレワークなど多様な働き方の支援（マニュアル作成等）

1 地方分権改革

地方分権改革については、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しています。地方公共団体に対する事務・権限の移譲等を更に推進するため、政府において、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）が策定されました。この閣議決定を受けて、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大が図られています。

2 国家戦略特区

国家戦略特区とは、経済社会の構造改革を重点的に推進することによって産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を推進する観点から、国が定めた区域において、規制改革等の施策を総合的・集中的に推進する制度です。

文部科学省関係では、公立学校の管理を民間に委託することを可能とする学校教育法の特例や、国際的な医療人材育成のための医学部新設に関する特例告示、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するために1校に限り獣医学部を新設することを可能にする特例告示があります。

3 構造改革特区

構造改革特区とは、地域で設定した区域において、各地域の特性に応じて規制の特例措置の適用を受けて、様々な分野における構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図り、国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とした制度です。

文部科学省関係では、特例措置として実施された事業のうち、各特区にとどめることなく全国展開などの措置を行ったものは25件あります（令和4年3月現在）。

Column No. 06

こども政策の新たな推進体制について

2021（令和3）年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」においては、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することとしています。これを受け、内閣官房を中心に検討が進められ、政府は、「こども家庭庁設置法案」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を、2022（令和4）年2月25日に第208回通常国会に提出し、こども政策の基本理念等を定めた「こども基本法案」と併せて6月15日に成立しました。

文部科学省とこども家庭庁は、「学び」と「育ち」に関するそれぞれの専門性を生かしつつ、密接に連携することとしており、小学校就学前の教育・保育の質の向上、関係機関等と連携したいじめ対策の一層の充実など、互いに連携してこども施策の推進を図ることとしています。

第3節 政策推進・評価

1 政策推進のための取組

(1) 提案型政策形成

「文部科学省創生実行計画（平成31年3月29日）」に基づき、職員の政策立案能力の向上と文部科学施策の充実を図る取組の一環として、令和元年度から「提案型政策形成」を実施しています。本取組では、文部科学行政に関する柔軟で創造的な発想での政策形成を図るため、職員から政策の提案を幅広く募集し、現場に根差した政策立案機能の強化を図る観点から、省外の様々なステークホルダーとの対話を通じて提案内容の練り上げを行います。これまで提案された政策で審査を通過したものは、予算措置が行われるなどして、政策として実施されています。

令和3年度においては、「コロナ禍による課題の解決への貢献」をテーマとして募集し、選定された提案の具体的な実施に向けた検討を進めています。

(2) 対話型政策形成

社会課題が複雑化・多様化する中で、政策の企画・立案には、これまで以上に産学官民の課題に関係する者（ステークホルダー）と連携しながら共創・協働していく姿勢が求められています。このような背景を踏まえ、文部科学省の政策立案機能（事業設計含む）の向上のための取組として、「対話型政策形成」（政策の企画立案及び実施の各過程において、ステークホルダーとの対話を通じて政策形成を行う取組）を推進しています。

「今後の文部科学省の在り方を考えるタスクフォース報告（平成29年7月21日）」においても、戦略として掲げられている政策立案機能の強化のためには、既存の思考にとらわれることなく、様々な立場の方との対話を通じて、社会の理解を得ながら政策の企画立案や実施に取り組む姿勢・能力が文部科学省職員に求められています。これらの姿勢・能力を醸成する機会を提供するため、「政策立案教養研修（Driving MEXT Project）」を実施しており、民間企業や外部有識者等による講演会や勉強会などを行いました。

(3) 科学技術・イノベーション改革タスクフォース等

令和2年6月に成立した「科学技術・イノベーション基本法」（令和3年4月施行）等を踏まえ、多岐にわたる政策的要請や課題と向き合い、時宜を得た政策につなげていくため、平成24年に設置した「科学技術改革タスクフォース戦略室」等の省内体制も活用しつつ機動的かつ戦略的な政策立案・検討プロセスを進めています。政策的に重要でありながらも十分に検討が進んでいない部署横断的な政策課題については、若手有志職員を中心に産学官民の幅広い方々との間で政策対話と検討を重ね、その活動成果を報告書（令和2年8月）として取りまとめました。さらに、令和2年11月には、省内の若手職員の柔軟性・機動性・多様性を生かしてゼロから1を生み出す「政策の苗床」として、「局横断・萌芽的政策検討チーム（“ゼロ局”）」を省内に新たに設置しました。ゼロ局では、With/After コロナ時代の新たな現場主義を志向しつつ、大学・研究機関等のアカデミアや民間も含め幅広い共創関係の構築と実質的な政策検討を進めていくことで、中長期的視座から未来志向の政策形成プロセスの実践に取り組んでいます。また、令和3年12月に設置した科学技術・イノベーション改革タスクフォースにおいて、博士課程人材のキャリアパス、研究DX、カーボンニュートラルの3テーマについて検討し、令和4年3月に中間とりまとめを行いました。

(4) EBPMの推進

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、エビデンスの活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要です。そのため、政府全体で、証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making（EBPM））が推進されており、文部科学省においても、省内の関係部署の連携体制を構築し、EBPMの実践に取り組んでいます。今後も、ロジックモデルの作成等を通じて現状分析、課題の特定、事業の目的・目標・成果等の明確化を図るなど、省内における実践的取組を進めていきます。また、統計等エビデンスデータの取得・活用の促進や、政策評価など他の取組と効果的な連携を図るとともに、外部有識者等の知見も活用し、職員の能力向上のための研修等も引き続き実施するなど、EBPM推進のための環境整備や人材の確保・育成に取り組んでいきます。

2 政策評価の実施

文部科学省においては、政策評価に関する中長期的な計画である「文部科学省政策評価基本計画」と年度ごとの実施計画である「文部科学省政策評価実施計画」を策定しており、これらに基づいて政策評価を実施しています。また、「文部科学省の使命と政策目標」（以下「政策体系」という。）を定め、政策の体系を明らかにしています（[図表 2-14-2](#)）。

政策評価制度では、政策を実施する者が自ら評価を行うことが基本とされていますが、客観性及び厳格性を確保するため、学識経験者などを構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、目標・指標の設定等について助言を得ています。

(1) 事前評価の実施

以下の三つの事項について、必要性・有効性・効率性等の観点で事前評価を行っています。

① 予算要求を行う事項

令和4年度概算要求では、新規又は拡充を予定している研究開発事業のうち、総額10億円以上を要することが見込まれる計9事業を対象に、事前評価を実施しました。

② 規制の新設・改廃を行う事項

令和3年度は、法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又は義務を課する作用）を新設又は改廃するもの4件を対象に、事前評価を実施しました。

③ 税制改正要望を行う事項

令和4年度税制改正要望を行おうとするもののうち、法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置・税負担軽減措置の要望を行うもの1件を対象に、事前評価を実施しました。

(2) 事後評価の実施

以下の三つの事項について、必要性・有効性・効率性等の観点で事後評価を行っています。

① 目標管理型の政策評価を行う事項

目標管理型の政策評価とは、あらかじめ設定された目標の達成度合い等について評価を行うもので、5年を目安に各施策について事後評価を実施しています。

令和3年度は、「文部科学省の使命と政策目標」（[図表 2-14-2](#)）に掲げる全43の施策目標のうち、17の施策目標の令和2年度までの実績について、事後評価を実施しました。

②規制の新設・改廃を行った事項

規制の新設・改廃を行う際の事前評価において定めた時期を踏まえて事後評価を行っています。令和3年度は、該当するものではありませんでした。

③税制改正要望を行う事項

事前評価を実施した税制改正要望については、要望ごとに5年後をめどとして事後評価を実施しています。令和3年度は、該当するものではありませんでした。

図表 2-14-2 文部科学省の使命と政策目標

<p>文部科学省の使命 教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。</p>	
<p>政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>施策目標 1-1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進 施策目標 1-2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化 施策目標 1-3 魅力ある教育人材の養成・確保 施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上 施策目標 1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進</p>	<p>政策目標 8 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化 科学技術・イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤の強化、研究のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する。</p> <p>施策目標 8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化 施策目標 8-2 基礎研究・学術研究の振興 施策目標 8-3 オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進 施策目標 8-4 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現</p>
<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。</p> <p>施策目標 2-1 確かな学力の育成 施策目標 2-2 豊かな心の育成 施策目標 2-3 健やかな体の育成 施策目標 2-4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり 施策目標 2-5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進 施策目標 2-6 教育機会の確保のための支援づくり 施策目標 2-7 幼児教育の振興 施策目標 2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進</p>	<p>政策目標 9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応 国内外で顕在化している重要政策課題に対応する基盤・応用分野における研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。</p> <p>施策目標 9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化 施策目標 9-2 環境・エネルギーに関する課題への対応 施策目標 9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応 施策目標 9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応 施策目標 9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進</p>
<p>政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上 全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。</p> <p>施策目標 3-1 義務教育に必要な教職員の確保</p>	<p>政策目標 10 原子力事故による被害者の救済 原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。</p> <p>施策目標 10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保 施策目標 10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施</p>
<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。</p> <p>施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p>	<p>政策目標 11 スポーツの振興 世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。</p> <p>施策目標 11-1 スポーツを「する」「みる」「ささげる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 施策目標 11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 施策目標 11-4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上</p>
<p>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。</p> <p>施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>	<p>政策目標 12 文化芸術の振興 優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。</p> <p>施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標 12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現 施策目標 12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成</p>
<p>政策目標 6 私学の振興 私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	<p>政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> <p>施策目標 13-1 国際交流の推進 施策目標 13-2 国際協力の推進</p>
<p>政策目標 7 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 企業、大学、公的研究機関等の多様な主体の連携や国際ネットワークの構築等を戦略的に推進することにより、社会の諸課題への確に対応するとともにイノベーションの創出を図る。</p> <p>施策目標 7-1 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 施策目標 7-2 様々な社会課題を解決するための総合知の活用 施策目標 7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進</p>	

3 政策評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、予算要求や法令による制度の新設・改廃等の政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されることが重要です。文部科学省では、令和3年度に行われた政策評価の結果が、どのように政策に反映されたかについて、令和4年6月に「政策評価の結果の政策への反映状況（令和3年度）」として公表しました。

4 独立行政法人評価

独立行政法人は、平成13年の中央省庁等改革の一環として、国の政策を効果的・効率的に実現することを目的として創設された機関です。

「独立行政法人通則法」（以下、「通則法」という。）においては、独立行政法人のうち、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人を「中期目標管理法人」、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展、そのほかの公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人を「国立研究開発法人」としています。各独立行政法人の主務大臣は、通則法等に基づき、中（長）期目標の策定・指示、中（長）期計画の認可、業務の実績に関する評価、業務及び組織の全般にわたる見直し等を行います。主務大臣は、中（長）期目標の策定においては、総務省の「独立行政法人評価制度委員会」の意見を聴かなければならず、業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる見直しにおいては、同委員会に通知することとなっています。また、国立研究開発法人については、これらに加えて、同委員会への意見聴取及び通知に際し、研究開発に関する審議会（文部科学省においては、「国立研究開発法人審議会」）の意見を聴かなければならないこととなっています。さらに、主務大臣は評価の結果に基づき、必要があると認める場合には、当該独立行政法人に対する業務運営の改善そのほかの勧告を行います。

これによって、主務大臣の下での一貫したPDCAサイクルが確立され、独立行政法人の政策実施機能が最大限発揮されることとなります。

文部科学省では、所管又は共管の24法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。）の業務について、以下の4種類の評価（図表2-14-3）を実施しています。

- ①毎年度所管の全法人に対して実施する、年度の業務実績に関する評価（年度評価）
- ②中長期目標期間の途中で法人の長の任期が終了する法人に対して実施する、それまでの目標期間における業務の実績に関する評価（中間評価、国立研究開発法人のみ）
- ③中（長）期目標の最終年度である法人に対して実施する、次の目標期間に向けた業務・組織見直しや次期目標策定のための評価（見込評価）
- ④中（長）期目標が前年度に終了した法人に対して実施する、前年度に実施した見込評価を踏まえた評価（期間実績評価）

また、見込評価を実施した法人に対しては、当該評価等を踏まえて、次期中期目標において取り組むべき「業務及び組織の全般に関する見直し内容」を決定します。この見直し内容を基に翌年度からの中（長）期目標を決定し、法人に指示するとともに、目標に基づき法人作成した中（長）期計画を認可しています。

図表 2-14-3 令和3年度に実施した文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価結果

◆令和2年度における業務の実績に関する評価結果

(中期目標管理法)

法人名	総合評価
国立特別支援教育総合研究所	A
大学入試センター	B
国立青少年教育振興機構	A
国立女性教育会館	B
国立科学博物館	A
国立美術館	B
国立文化財機構	B
教職員支援機構	A
日本学術振興会	A
日本スポーツ振興センター	B
日本芸術文化振興会	B
日本学生支援機構	A
国立高等専門学校機構	B
大学改革支援・学位授与機構	B
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	B

(国立研究開発法人)

法人名	総合評価
物質・材料研究機構	A
防災科学技術研究所	A
量子科学技術研究開発機構	A
科学技術振興機構	A
理化学研究所	S
宇宙航空研究開発機構	A
海洋研究開発機構	B
日本原子力研究開発機構	A
日本医療研究開発機構	A

※評価は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。各年度における業務実績と評価区分の関係は、中期目標管理法は以下の評価区分1、国立研究開発法人は以下の評価区分2のとおりである。

◆目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果

(国立研究開発法人)

法人名	総合評価
科学技術振興機構	A

法人名	総合評価
日本原子力研究開発機構	A

※評価は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。目標期間における業務実績と評価区分の関係は以下の評価区分4のとおりである。

◆目標期間における業務の実績に関する評価結果

(中期目標管理法)

法人名	総合評価
国立特別支援教育総合研究所	B
大学入試センター	B
国立青少年教育振興機構	A
国立女性教育会館	B

法人名	総合評価
国立科学博物館	A
国立美術館	B
国立文化財機構	B
教職員支援機構	A

※評価は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。目標期間における業務実績と評価区分の関係は以下の評価区分3のとおりである。

(評価区分1)

- S: 中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(評価区分2)

- S: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

(評価区分3)

- S: 中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。
- C: 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(評価区分4)

- S: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。